

辞典に見る日・中の国柄 (2)

夏

剛

「大人虎変」から窺える現代日本の脱中国化と当代中国の伝統破壊

『漢語大詞典』の【豹死留皮】の語釈は「比喻留美名於身後」（美名を死後に留めることを喩える）、典拠（2点）中の初出は「宋歐陽修《王彦章画像記》：“公本武人，不知書，其語質，平生嘗謂人曰：‘豹死留皮，人死留名。’蓋其義勇忠信出於天性而然。”」である。【豹】の説明には「性凶猛，能上樹，善奔走。毛皮可制衣褥」（性情が凶暴で，樹に登れ，奔走に長ける。毛皮は服や敷布団の材料に成る）と有り，出典の「《左伝・襄公四年》：“因魏莊子納虎豹之皮，以請和諸戎。”」等5点も付されている。人の生活の不可欠な要素を言う中国語の「衣食住行」（「行」＝交通）の中で衣が首位と為るが，禽獣と異なる文化的な生活の表徴を成す服飾の尊さは体面意識が根底に有る。魏莊子に因りて虎豹の皮を納れ以て諸戎を和せんと請うという紀元前569年の話も，稀少価値と華麗な模様を持つ超高級衣料が地位・権勢の印であり得ることを物語っている。『日本書紀』に見える686年の上記史実中の貢上品にも「虎豹皮」が出たが，死して皮を留める動物を豹から虎に変えた和製熟語は両国共通の「虎豹」連用に合致する。『日本国語大辞典』の【虎】の【語源説】の「(一)①について」の7説中，「(5) 虎の皮はマタラ（斑）であるところから，マタラの転か〔類聚名物考・言元梯〕」「(6) 朝鮮の古語で毛の斑を意味するツルの転〔大言海〕」は，「君子豹変」の由来と同じく毛皮の斑の表徴性を思わせる。

「豹変」と対を成す「虎変」は『現代漢語詞典』にも『広辞苑』にも見当たらないが，『漢語大詞典』では「謂虎皮的花紋斑斕多彩。比喻因時制宜，革新創制，斐然可觀」（虎の皮の斑の模様の多彩さを謂う。時宜を得て革新・創造を行う見事な様を喩える）という原義の紹介，及び原典の「《易・革》：“九五。大人虎変，未占有孚。象曰：大人虎変，其文炳也。”」等4点の引用に続いて，「後以喩非常之人出処行動变化莫測」（後に，非凡な人の行方・行動が変り易く計れないことを喩える）・「亦用以喩文章の綺麗变化」（亦文章の綺麗さ・変化に富む様に喩える）という転義も併記されている。前者の典拠の「唐李白《梁甫吟》：“大賢虎変愚不測，当年頗似尋常人。”」よりも，後者（同じ1点のみ）の「晋陸機《文賦》：“或虎変而獸擾，或龍見而鳥瀾。”」

の方が時代的に早い。「賢・愚」や「虎変・獣擾」「龍見・鳥瀾」の対や対の対は中国人好みの表現であるが、日本では対の発想が薄いのも1因か「大人虎変」どころか「虎変」も欠落している。現に、『日本経済新聞』2016年1月16日の「風見鶏」欄の記事「五輪もにらむ解散戦略」で、編集委員大石格は1986年の元日に自民党本部の新年会で中曽根康弘首相の挨拶を取材した時の体験をこう振り返る。「“タイジンはコヘンす”——。メモしていた手が止まった。漢字が思い浮かばない。(中略)/直前に“君子は豹変(ひょうへん)す”と語っていたが、中国の古典『易経』に“大人は虎変すとのくだりも出てくることはそのとき初めて知った。/数年後,(中略)中曽根氏に聞くと‘今年ダブル選だと教えているのに、誰も書かなかったんだ’と大笑いされた。”

その年の1月3日の同紙の「実力者の正月/勝負の年/秘策練る」の「首相/王道を行く」で、「虎穴(こけつ)に入らずんば虎子得ず。大人は虎変すという。堂々と王道を歩む」という意味深長な発言が報じられた。寅年(とらとし)に引掛けたこの言い回しは衆院解散を散ら付かせるのかと会場が一瞬響動(とよど)めいた¹³⁾が、当時の主要紙が揃って伝えたにも関わらず「虎変」は未だに国語辞書に出ていない。中曽根は「君子は豹変す。大人は虎変す。大人は毅然として大まかに変わる」と語った¹⁴⁾が、『日本国語大辞典』の【大人】の成句項は和製の【たいじんは大耳(おおみみ)】【たいじんは小目(こめ)を遣(つか)わず】と、「孟子-離婁下“大人者不失其赤子之心者也”」を由来とする【たいじんは赤子(せきし)の心(こころ)を失(うし)わず】だけである。この項の語釈は「高德の人は、幼児の純一な心をいつまでも失わず、それをひろめて大きな徳をそなえるようになったのだという意。また、君主たる者は、幼児をいつくしむように民心を大切にするので、いつも民の支持を失わないの意」と説き、唯一の用例は「源平盛衰記(14C前)一八・文覚高雄勸進事“貞観政要の中に、大人は赤子(セキシ)の心をも失(ウシナ)はずとこそ申したれ”」と為る。中世(12世紀末の鎌倉幕府成立~16世紀末の室町幕府滅亡)の日本の知識人は、儒家の至聖(聖人とされる孔子に次ぐ賢人)孟子の命題のみならず、朝廷執政実録・政論集『貞観政要』([唐]呉兢撰,全10巻,玄宗開元年間[713~41])にも目を配った。日本では現代史の幕開け(太平洋戦争の敗戦)の51年前の日清戦争(1894)から、国力の逆転に由る優位意識の所為か中国の思想・文化・言語を余り取り入れなくなったが、昔の「爆(導)入」(造語)でも「虎変」の渡来が無い事は上陸の障碍を感じさせる。

『日本国語大辞典』のこの【大人】は、「(名)①体の大きな人。巨人。②一人前に成長した人。おとな。だいにん。成人。③徳の高い立派な人。度量のある人。盛徳の人。人格者。大人物。大物。④身分・地位の高い人。君主や貴人。⑤先生・師匠・学者などを敬つていう語。また、一般に、他人を敬つていう語。⑥大名のこと。⑦自分の父、また母を敬つていう語」の多義である。③には「易経-乾卦“九五、飛龍在天,利見大人”」、④と⑦にも「礼記-礼運」と「史記-越世家」の典拠が付くが、用例の初出年代では3→1→4→2→6→5(点数は其々

4、1、6、3、1、5) の順に成るので、和文のみの①②を最初に据え漢籍出典のみの⑦を最後に置くのは和製優先の印象を与える。『漢語大詞典』の同項目の⑨「身材長大の人」(背が高く体が大きい人)と⑧「指成年人」(成人を指す)には、『山海経・大荒東経』等3点と『後漢書・南蛮伝』等4点の用例が有るので、『日本国語大辞典』の①②は元々和製語義ではあるまい。この様に10年前後に順次刊行された中国の同規模の類書を参照していない同辞典の改訂から、又もや中国色に対する「断(絶)・捨(?)・離(反)」や「和化」の「新常态」^{ニューノーマル}を思わせる。『漢語大詞典』の「《易・乾》：“九二，見龍在田，利見大人。”」等5点の用例が付く①は、初出と同じ文献の中の後の文を引いた『日本国語大辞典』の③と違って、④と同義の「指在高位者，如王公貴族」(高い地位に居る人を指す。王公・貴族の類)の他、「後在官場中成為下屬對上司的習慣稱呼」(後に官界で上司に対する部下の習慣的な呼称と為った)も有る。③に近いのは⑤「指德行高尚、志趣高遠的人」(品行が高尚で志向が高い人を指す)で、用例には『易経・乾卦第一』中の7回も出ている「大人」が無く、4点の初出は「《孟子・告子上》：“從其大体為大人，從其小體為小人。”」である。

『広辞苑』の同項目の「①体の大きい人。巨人。②一人前に成長した人。丁年ニ以上の人。おとな。成人。⇔小人。③徳の高い立派な人。“ただ一のみその徳を全くすべし”⇔小人。④身分や官位の高い人。秋夜長物語“おびたたしき一高客の来る勢あり”⑤大名。また、公家。北条五代記“たとへば万騎持ちたる一あり”⑥父や師匠・学者の敬称」は、『日本国語大辞典』の多義を網羅した上で出典によって国産の印象を付けている。『現代漢語詞典』では「【大人】 dàrén」の項は、「名敬辞，称長輩（多用於書信）：父親～」（名敬語，年長者を呼ぶ〔多く書簡に用いる〕。「父上様」と為り，次の「【大人】 dà·ren」（声調記号の無い「人」は4声以外の「軽声」で軽く発音する）の項は、「名①成人（対“小孩兒”而言）：～説話，小孩兒別挿嘴。②旧時称地位高的官長：巡撫～」（名①成人〔“子供”に対して言う〕。「大人が話している時，子供は口を挟むな」②旧い時代に地位が高い長官を呼ぶ称。「巡撫大人」）の両義である。前者は単に年長者への敬称（先生・学者と師匠の場合は「先生」と「師父/師傅」）であり，後者の②と同じく時代遅れの仰々しい表現として実際に使われる事が少ない。後者の①は小さい様や具体的な物事の抽象化等を表す俗語的な接尾語「兒」にも日常性が窺えるが，口語から消え掛った前者の1義と共に徳の高い人の意の蒸発を際立たせる。所謂「四旧」（旧い思想・文化・風俗・習慣）に対する共産党政権の「断・捨・離」の結果，古い時代の多くの高邁な理念や立派な表現は斯くして廃れて了う破目に成った。

盥たらひの湯を使い捨てる際に赤ん坊まで投げ出すという譬えが思い泛ぶが，日本で成語化し中国で忘れ去られた「大人者，不失其赤子之心者也」に即して言えば，幼児の純一な心を保つ高德や幼児を慈しむ様に民心を重んじる君主の稀少化に合致する。中曽根首相が同日選(7.6)で大勝を得た翌年の1月16日の中共中央政治局会議で，清廉潔白の品格と天真爛漫な言動で知

られる胡耀邦総書記が辞任に追い込まれた。後にその急逝（1989.4.15）が引鉄と成って起きた学生・市民の民主化運動は、最高実力者鄧小平を頭とする「老人治国」体制の下で武力弾圧に遭い瓦解した。鄧は毛沢東の意志に由って「文化大革命」（1966～76）の初年と末年に2度失脚し、その現実的な経済再建への期待から73年の復帰に次ぐ再起を望む多くの民衆は、映画『甲午海戦』（1962）の主人公鄧世昌（日清戦争中の海軍「致远号」艦長）に因んで彼を「鄧大人」と呼んだ。「【大人】 dà·ren」②の意の愛称が尊ばれた当人は①の用例にも窺える封建的な家長制へと傾斜した。今日の中国社会の諸悪は「6.4」天安門事件の影響に帰着できる処が少なからず有り、「大人」の背信・背徳と「赤子」の失望・離反は様々な墮落・腐敗・暴走を招き、「大人は赤子の心を失わず」どころか大人は赤子の心を失って久しいと言うのが現状である。

辞書の中の「赤子之心」・道徳規範と現実の中の「長官意志」・言説規制

『漢語大詞典』の【赤子之心】の項（語釈＝「喻純潔善良の心地」[純潔・善良な心を喩える]）の中で、「《孟子・離婁下》：“大人者，不失其赤子之心者也。”を始めとする4点の用例の最後は、「《人民日報》1989.4.22：“一顆多麼偉大的赤子之心停止跳動了！一個多麼仁義正直的人民的兒子離去了！”」（『人民日報』1989.4.22「何と偉大な赤子の心臓が止まった！何と仁義に厚く正直な人民の息子が去った！」）と為る。『日本国語大辞典』では新聞・雑誌から採った用例は明治時代が中心で戦後は略無いが、『漢語大詞典』の同じ範疇の収録対象は編纂期間中に及び時代・現実への密着度が高い。件の党中央機関紙の報道等が屢々用例に選ばれた事は如何にも「政治の国」らしいが、編者も原作者も当局の意識形態や「長官意志」（御上の意向）に追従する鸚鵡とは限らない。同年春～夏の首都の「政治風波」の経緯に記憶が有る読者ならこの日付と文章から、当日に党中央主催の追悼会が行われた胡耀邦への哀悼の言葉である事を直ぐ察し得る。『日本国語大辞典』と同じく紙幅の制限で一律省略される引用記事の題名は、「11億人民為你送行——耀邦家庭靈堂吊唁活動紀実」（11億の人民は貴方をお送りする——胡耀邦氏宅への霊前弔問の記）である。1面の下方の「本報記者 孟曉雲 王楚」（「本報」＝本紙）に由るこの署名記事は、副題中の苗字略の親密な呼称が示す様に故人への国民的な痛惜の情念を伝えている。関係者の感嘆に出た「赤子」は胡に対する形容として誠に相応しい言葉であるが、彼を政治局員に2階級降格させた勢力にはこの報道の「指導者」扱いは快いはずが無い。

経済専門週刊紙『世界經濟導報』（上海）・総合半月刊誌『新觀察』（北京）編集部との共催で、4月19日に北京で政治改革を望む自由主義的な識者に由る胡耀邦追悼座談会が開かれ、「耀邦同志活在我們心中」（耀邦同志は我々の心中に生きている）と題する記事が24日の『導報』に掲載される運びと成ったが、中共上海市委員会書記（市長を凌ぐ最高首長）江沢民の横槍で待ったを掛けられた。所謂「資産階級自由化」を鼓吹する代表的な人物が出席した事や、不公平な

待遇を受けた胡に対する公正な評価を求める声が出た事への不満から、印刷済分の発行禁止と記事の一部削除、編集長の職務停止と雑誌社の整頓が命じられた。上海社会科学院世界経済研究所・中国世界経済学会共催が合同で刊行する同紙への干渉は、党の機関紙でもないので市委には左様の権限は無いという識者集団の公開書簡の抗議を招いたが、公民の言論自由を保障する憲法の規定を守るようという真っ当な呼び掛けも虚しく、改革・開放初期の1980年に創刊し18万の発行部数を持つ同紙は5月8日号を最後に抹消され、江はこの封殺を「政績」(執政の業績)に「5.20」戒厳実施の直後に新任総書記に内定された。元総書記の死に由って走らされた長老等には胡の後世への影響は忌まれる処が多く、「赤子」等の礼賛も名を伏せた上記の断片的な引用はともかく堂々とする事が減多に無い。第9巻(1992)中の【赤子】にこの文が入ったのは思想抑制への反発の有無に関らず、『人民日報』の御旗を利用して正当化する上海の知識人の意趣返しとも見られなくはない。検閲で削られる事も無かったのは多寡が国語辞書だから緩み目にされたと推察できるが、現代中国の国語辞書の社会生活に密着・関与する姿勢の強さがこの例から見受けられる。

『現代漢語詞典』の【赤子】は①「嬰兒」と②「比喻百姓，人民」(庶民に喩える。人民)の両義で、其々典拠の「《書・康誥》：“若保赤子，惟民其安乂。”等5点と「《漢書・循吏伝・龔遂》：“其民困於飢寒而吏不恤，故使陛下赤子盜弄陛下之兵於潢池中耳。”等3点が挙げてある。『現代漢語詞典』の同項目は①「初生的嬰兒」(生れて間も無い嬰兒)の用例に、「～之心(像赤子一樣純潔的心)」(赤子の心[赤子の様な純潔な心])と有るが、多くの熟語と違って用例に使う上で下に別項を立てる扱いとは成っていない。同じ名詞の②「对故土懷有純真感情的人」(故郷に対して純真な感情を抱く人)の意は、用例の「海外～」(海外の赤子)と共に日本語には無いものである。『日本国語大辞典』の「〔名〕①生まれてまだ間もない子。あかご。赤ん坊。ちのみご。嬰兒」の他は、「②(天子などを父母にとえ、その子の意から)国民。人民。たみぐさ」しか無い。中国では封建的な家長制に対する共産党政権の建前上の否定に由って後者は最早使われず、寧ろ鄧小平が「我是中国人民的兒子」(私は中国人民の息子だ)と遜った程である。『現代漢語詞典』の【兒子】(語釈=「〔名〕男孩子[对父母而言]」[〔名〕男の子<父母に対して言う>])でも、「人民的好～」(人民の立派な息子)が2番目の用例と為っている。国民への忠誠・愛情を表す鄧の言葉を額面通りに受け止めた人々は結局、その許可の下で「人民の子弟兵」が人民へ無差別発砲する「6.4」惨事に驚愕した。【子弟兵】は「〔名〕原指由本郷本土的子弟組成的軍隊，現在是对人民軍隊的親熱称呼」(〔名〕元は地元の子弟から成る軍隊を指し、現在は人民の軍隊に対する親密な呼称)であるが、「子弟」が「親・兄」に凶刃を向けた豹変で長年浴びて来たこの賛辞は台無しに成った。本名「希賢」の鄧の「人民の息子」の謙称とは裏腹の「赤い党」の「帝」の乱心と照合すれば、『日本国語大辞典』の【赤子】①の最後の用例「文明本節用集(室町中)“敬、賢如、大戸、賔、愛、民如、赤子(セキシ) _ [漢書]”」は、

言語の師を為す国語辞書に銘記された^{のり}道徳の規と^{かがみ}歴史の鑑の様に思えて来る。

『広辞苑』に無い「愛民」は『日本国語大辞典』では有り、「(名) 人民をいつくしみ愛すること」の意のこの語の由来は、「春秋左伝注-昭公一〇年(視_レ民不_レ佻) 詩小雅, 佻偷也, 言_二明德君子必愛_レ民_一」と為る。『現代漢語詞典』『漢語大詞典』ではこの単語は立項されておらず、【君子】【赤子】及び『漢語大詞典』だけに入る【明德】の典拠にも見当たらない。その代り『現代漢語詞典』には【擁政愛民】の項が有る(=「軍隊擁護政府, 愛護人民」[軍隊は政府を擁護し, 人民を愛護する])が, 【擁軍】(=「^動擁護人民軍隊」[^動人民の軍隊を擁護する])の用例は「~模範」のみで, 好く対で使われる「~愛民」は何故か無い。日本語に無い「擁政」は中国でも共産党政権の下で軍への制約として出来た新語であるが, 同じ頁に有る同音・同声調の【雍正】(Yōngzhèng)との間接的な関連が考えさせられる。「^名清世宗(愛新覺羅・胤禛)年号(1723—1735)」という意のこの固有名詞の収録は, 数多い年号を一々取り上げない編集方針に照らし合せれば^{強者崇拜の心理}が窺える。字形も「擁政」に含まれる雍正は康熙の第4子と乾隆の父なので「盛清」3帝は此処で出揃うが, 「君」と同音・同声調の「軍」(jūn)も「擁軍愛民」の語順や「擁軍」のみの立項の様に, 「愛~」の項目が欠落した「民」に対して^{強弱の力関係の上で優位に立つ}のである。

【擁政】【擁軍】の語釈中の「擁護」は当該項目で, 「^動対領袖, 党派, 政策, 措施等表示賛成並全力支持」(^動領袖・党派・政策・措置等に対して賛成を表し且つ全力で支持する)と説明され, 用例の「~党的領導」(党の指導を擁護する)も^{官製辞書の性格}を顕にしている。【党(黨)】の①「^名政党, 在我国特指中国共产党」(^名政党, 我が国では特に中国共产党を指す)と言う様に, ^{かつて}曾ての国民党とも似た^{1党独裁体制}を反映して「党」は半ば固有名詞と化している。国民党総裁蒋介石は抗日戦争勃発の翌年(1938)に「一個主義, 一個政党, 一個領袖」を唱えたが, 此処で領袖を政党の前に置くのは共産党を長年君臨した^{毛沢東の亡霊}が感じられる。胡耀邦追悼座談会の「舌禍・筆禍」に対する編集長停職・週刊紙停刊の処分が確定された後, 新華通信社が上海発の長文記事「『世界經濟導報』事件真相」(『世界經濟導報』事件の真相)を配信し, 同紙を「上海の動乱の重要な策源地」等として断罪し市委の処置を擁護した。署名の「^{忻華実}(Xīnhuáshí)は新華社(Xīnhuáshè)に^{なぞら}擬えたものであり, 国营通信社も党の指導下の「宣伝工具」(宣伝の道具)なので当然の態度表明と言えるが, 党に従う「輿論一律」(輿論の一致)は毛が1955年の「胡風反革命集團」肃清で肯定し, 57年「反右派闘争」の前夜の『人民日報』社長兼編集長鄧拓の更迭で更に鮮明と成った。其々約2千人余り, 55万人余りが追及や迫害を蒙ったこの2回の弾圧は^{1党独裁と領袖専制}の確立を意味するが, 毛の独裁者振りは新華社の上記報道の^{ちようど}恰度23年前の66年「8.18」に空前の高揚を呈した。彼はその日に天安門の城楼で広場に集まる「紅衛兵」等100万人の「万歳」連呼を浴び, 【擁戴】「^動擁護推戴」(^動擁護し推戴する)の用例「深受群眾~」(群眾の^{あつ}篤い推戴を受けている)を絵に描いた

ありさま
有様であった。「推戴」の語釈は「〈書〉**勳**擁護某人做領袖」(〈書〉**勳**ある人が領袖に為ることを擁護する。〈書〉＝「書面〔文章〕語」と定義され、用例の「竭誠～」(誠心誠意推戴する)も付いているので、**中国で領袖の誕生・存在が如何に重大な事なのか能く感じ取れる。**

「擁戴」は『漢語大詞典』の項(語釈＝「擁護推戴」)で、「《朱子語類》卷一三三」が用例(4点)初出とされるが、『日本国語大辞典』では通常の音読と同音の【壅滯・擁滯】【擁怠】しかない(俱に『広辞苑』『現代漢語詞典』に無い2語は其々「《名》ふさがりとどこおること。すらすらとはかどらないこと。渋滯〔じゅうたい〕」「《名》事業、行事などがとどこおり、おざなりにされること」の意で、「晉書－陶侃伝」の出典が付く前者に対して後者は和製漢語である)。「推戴」は『広辞苑』では「おしただくこと。特に、団体などの長としてむかえること」、『日本国語大辞典』では「《名》団体などの長としてその人をむかえること」と説明され、後者に拠れば「羅山先生文集(1662)三九・源尊氏“遂為_レ武臣_レ被_レ推戴_レ、自称_レ征夷大將軍_レ”」が初出用例(計3点)と為る和製漢語であるが、『漢語大詞典』の項(語釈＝「擁戴」)には『三国志・曹爽伝』等4点の用例が出ている。初出の史書(乾隆年間〔1936～95〕勅令に由って選ばれた中国歴代の正史「二十四史」の1つで、『日本国語大辞典』の他の単語の典拠に好く見えるだけに此处で素通りにされたのは不思議である。〔晋〕陳寿撰『三国志』より14世紀も遅れた和文出典を語源とするのは立派な誤認と言え、**指導者選出を巡る政治劇が大昔から絶えない中国史への嗅覚の不足も1因なら益々興味深い。**「被_レ推戴_レ」の「被」+動詞の受身形や「自称_レ征夷大將軍_レ」の動詞+目的語の構文は、**漢文表現が発達した江戸時代(1603～1867)の「中国化」の名残**を感じさせるが、昨今の日本では「推戴」は精々朝鮮の「將軍様」の職位就任・再任に関する報道で使われ、定義中の「むかえる」も**日本的な「引く」型の発想で原語の字面**に出る「推す」型と乖離する。

国家意識・領袖欲が目立つ硬質の中国語と政治色が薄い軟質の日本語

『現代漢語詞典』の【領袖】の語釈は、「**名**国家、政治団体、群衆組織等の最高領導人」(名国家・政治団体・大衆組織等の最高指導者)である。『広辞苑』の「(えり〔領〕とそでとは目に立つ部分であることから)人のかしらにたつ人。人を率いてその長となる人。おさ。かしら」は、『日本国語大辞典』の「**2**(衣のえりとそでは人目につきやすいところら)人の上に立ってその代表となるような人物。人のかしらに立つ人。また、集団の中のおもだった人」と通じるが、用例の「政党の一」を含めて先ず「**国家**」の**不在が中国語と異なる**。両辞書とも「最高」の限定が無く『広辞苑』には「集団」の範疇も出ないが、中国では中共党首の「総書記」→「総負責」(総責任者)→「主席」→「総書記」や、毛沢東が初代と為る中華人民共和国中央人民政府主席→国家主席、胡耀邦・胡錦濤が務めた事が有る中国共産主義青年団中央委員会

第一書記の様に、国家・政党・集団等の領袖の名称には最高の位置を明示する漢字表記が好く用いられる。日本の両辞書の語釈中の「かしら・おさ・おも」の漢字（頭・長・主）回避や、「リーダー」「チーフ」等の欧文外来語で記す戦後日本の言語面の脱中国化は、他者への支配欲乃至領袖欲が多々有る中国の精神風土と照らせば覇気が弱い様に映る。

『日本国語大辞典』の同じ名詞の両義中の①は「えりとそと」の意で、「本朝文粹（1060頃）一四・為覚運僧都四十九日願文〈大江以言〉“織_レ忍辱_レ以為_レ薛衣之領袖_一。構_レ止観_レ以為_レ桑門之枢鍵_一”等2点の用例のみ有る。『漢語大詞典』の①も「衣服の領和袖」（服の領と袖）で、「『後漢書・皇后紀上・明德馬皇后』：“蒼頭衣緑袴，領袖正白。”等4点の出所が有る。24史中の『後漢書』（〔南朝・宋〕范曄撰，432頃成立）も『日本国語大辞典』で多く引かれたが、この見落しは和製語義との誤解を招き中国語での形成・変容への理解に寄与できない。『漢語大詞典』では②「謂為人儀則，為他人作表率」（人の行儀の手本と為り，他者の模範を為すことを謂う。出典＝『文選・任昉〈為蕭揚州作薦士表〉』等4点）・「亦為帶領，率領」（亦指導・引率する意を為す。出典＝『黃中黃《沈荇》第二章〕，③「比喻同類人或物中之突出者」（同類の人或いは物の中で突出する者を喩える。出典＝『南朝宋劉義慶《世說新語・賞贊》』等6点）を経て、語釈が『現代漢語詞典』と略一致（只「等」が無い）の④に至った（出典＝『茅盾《子夜》十』等3点）。服が目立つ処の「整潔」（きちんとしていて清潔な様）は立派な身形として人と為りの表徴に成る→抜群な「儀表」（風貌・容姿等の外観）は人々の「表率」（模範）に値する→然様な人は表に立って集団を率いる役目に相応しい，という儒教的な美意識・価値観と漢字的な発想が一連の語義の出現の流れから読み取れる。『日本国語大辞典』の②の漢籍典拠「晉書－魏舒伝“魏舒堂々，人之領袖也”」は、『漢語大辞典』の同項目では出ていないが，和文用例の4点中の初出「続日本紀－養老二年（718）一〇月庚午」は，勅撰史書（六国史の第2）『続日本紀』の成立（藤原継縄・菅野真道等が797年撰進）が①の初出より早いので，日本では由来の中国語とは逆の経路を辿り形而上から形而下への変遷を見せている。

上記の「整潔」「儀表」「表率」の3語中「表率」だけが古今の中国語と通じ合い、『日本国語大辞典』の「(名)①模範となるもの。てほん。のり。ひょうすい」は、『現代漢語詞典』の「(名)好榜様」(名)好い手本」と同義である。「漢書－韓延伝“幸得_レ備_レ位，為_レ郡表率_一”」が漢籍典拠に挙げられたこの意は，「*蔭涼軒日録－文明一七年（1485）四月一日“且珣公乱中於_レ京之万寿_レ為_レ表率_一” *読史余論（1712）一・北条九代陪臣にて国命を執りし事“抑謂ゆる摂政関白は人臣の表率たり”」という用例が有る。何れも政治絡みの内容と為る両者とは異質の「②禪宗で首座（しゅそ）のこと」は，唯一の用例の「空華日用工夫略集－貞治五年（1366）四月二四日“遂就_レ于表率_一”」が①の初出よりも早い。「領袖」と繋がる「首座」を意味する和製語義の先行も中国語との距離感の証であるが，今や『広辞苑』の不採録が現す様に日本語から消えており，対照的に『現代漢語詞典』では用例の「老師要做学生的～」（教師は学生の

手本と為らなければ成らない) も付いている。『広辞苑』に有る【儀表】は「〔史記太史公自序〕手本。模範」の通り中国語に由来し、『日本国語大辞典』でも「韓非子-安危“使_下天下皆極_上智能於儀表_上、尽_中力於權衡_上”」が示してあるが、用例(4点)の共通する「《名》手本と成ること。また、そのもの。模範。手本」の語義は、『現代漢語詞典』の【儀表】¹の「**名**人の外表(包括容貌、姿態、風度。指好的)」「**名**人の外見[容貌・姿態・風貌を含む。好い方を指す]」とは別物である。【儀表】²は計器を表す中国語独特の意味で日本語とは接点さえ無いが、【儀表】¹の例の「~堂堂」(容貌が堂々としている)は「魏舒堂々、人之領袖也」と通じる。『漢語大詞典』の【儀表】の①も「人的外表。指容貌、姿態、風度等」の意で、「〔詩・衛風・碩人〕“碩人其頤”漢鄭玄箋：“言莊姜儀表長麗俊好，頤頤然。”」等4点の出处が有るが、この頃「人は見た目が9割」¹⁵⁾云々が大受けする様な日本に入った事が無いのは不思議である。②は「準則；法式；楷模」(「楷模」=模範)・「亦指為準則，為法式，做楷模」(亦準則と為ること，法式と為ること，模範を為すことを指す)の両義で、其々「〔管子・形勢〕：“法度者，万民之儀表也；礼義者，尊卑之儀表也。”」等4点・「宋蘇軾《徐州謝隣郡陳彦昇啓》：“紀綱千載，儀表一方。”」等2点の出典が有る。前者の最後は中共軍の創設者に由る「朱德《游羅岡祠》：“忠心為国声名在，儀表堪稱後世師。”」であるだけに、この語義が『現代漢語詞典』に無く『広辞苑』に有るのは些か奇妙に思われる。②の上記典拠中の単語に即して言えば当代中国の法度・礼義・紀綱の衰微に暗合するが、両言語の擦れ違いは又「整潔」の有無や関連の「清潔」等の微妙な違いにも現れている。

『現代漢語詞典』の【整齐】の項は語釈の「**形**整齐清潔」(形整然としていて清潔である)と、用例の「衣着~|房間收拾得很~」(「身形がきちんとしている」「部屋はきちん片付けてある」)から成る。身形や生活環境の清潔さに気を遣う習性**が強い日本人は何故かこの単語を入れず、代わりに音読が同じで字形が一部重なる「正潔」という和製漢語を作った。**『広辞苑』に無いこの単語は『日本国語大辞典』では、「《名》(形動)正しくいさぎよいこと。正しくてけがれないこと。また、そのさま」と説明され、「浮城物語(1890)〈矢野龍溪〉六三“正潔(注)イサギヨク)義侠を以て称せらるる日本人種の栄名を穢がすを奈何(いかん)せん”」が唯一の用例と為る。『広辞苑』の【矢野龍溪】の見出し語で名前中の「龍」が「和化」された作者は、『日本国語大辞典』の【矢野龍溪】の項の紹介の通り小説家・政治家・^{ジャーナリスト}報道人であり、政治家大隈重信の知遇を得て任官した後に政変で下野し立憲改進黨の結成に参画した等の事績が有る。政治小説『経国美談』(1883~84)等の言説や駐清公使(1897~99)の経験で解る様に、自由民権論等の高邁な政治主張を掲げ相応の硬質な漢語表現を好む人物である。「正潔」は「正決」「清潔」等を下敷きに「義侠」との呼応を意識した造語の様に思えるが、直前の項に当る【正決】は「《名》正しく決定すること」の意で、唯一の用例である「律(718)名例・議条“議者，原_レ情議_レ罪，稱_レ定_レ刑之律_上，而不_レ正決_上之”」は、中国語の「儀表」の「法度」(日本語と通

じる「法令・制度。法律」「準則」の意)と繋がる。「正・義」の対を念頭に置いたのか「正潔」と連用した「義侠」は当該項目で、「(名)正義を守り、弱いものを助ける。また、その人。男伊達。任侠」と説明され、「漢語字類(1869)〈庄原謙吉〉」等4点の用例のみ有り和製漢語扱いと為っているが、『漢語大詞典』の①「仗義助人的豪傑」(正義感から人を助ける豪傑)と、②「仗義任侠、抑強扶弱」(正義感^{のつと}に則^つって任侠心を持ち、強い者を挫^{くじ}き弱い者を助ける)には、其々「宋洪邁《容齋隨筆・人物以義為名》」と「清方苞《孫徵君年譜序》」等2点の出典が有る。『容齋隨筆』は毛沢東が死ぬ前に病床で最後に取り寄せて読んで読んだ名著¹⁶⁾であり、隨筆家・学者の方苞^{ほうぼう}は唐・宋の古文を規範とする桐城派の創設者なので、明治初期の知識人が漢籍での既出を知らずに独創^{つもり}の心算で「義侠」を使い始めたとすれば、汗牛充棟^{かんぎゅうじゅうとう}の漢籍が到底渉^わり切れない事情が先ず思い当たるが、其処^{そこ}からの「正潔」の派生には国境や時代を越える漢字文化の再生産力も感じられる。

『広辞苑』の語釈は「強きをくじき弱きを助けること。おとこぎ。おとこだて。任侠」で、用例の「一心」こそ『日本国語大辞典』が示した通り和製漢語である。「(名)正義のために弱い者を助けようとする心」の意のこの単語は、【義侠】の初出より遅い「社会百面相(1902)〈内田魯庵〉増税・下」等3点の用例が付くが、最初の「代議士方に賄賂を遣うの買収するのといふ汚ない所為は致しませぬ。そこを貴処方の義侠心で買って戴きたいもんで」以降は政治色が消えている。近義語の「義気」は『広辞苑』では「義に富んだ心。正義を守る心。義侠心」と定義され、『日本国語大辞典』の同項目(語釈=「(名)正義をまもろうとする心。道義にいさむ意気。義侠心」)では、「落葉集(1598)」を始めとする6点の用例で又「国粋」の印象を与えているが、『漢語大詞典』の①「節烈、正義的気概」(節烈・正義の気概)・「亦謂剛正之氣」(亦剛直の氣を謂う)には、其々「漢董仲舒《春秋繁露・王道》」等3点、「宋歐陽修《秋声賦》」等4点の出典が有り、②「為情誼而甘願替別人承担風險或作自我犧牲的氣度」(情誼の為に敢えて他人に替^リって危険性を負^スい又は自らを犠牲にする意気)にも、「《水滸伝》五一回」等3点が示してある。3点の初出文献とも日本でも馴染^{なじみ}があるので中国産を国産とする産地表示は不可解であるが、『現代漢語詞典』の①「**名**指由于私人關係而甘于承担風險或犧牲自己利益的氣概」(**名**個人的な關係に由^リって危険性を負^スい又は自分の利益を犠牲にする氣概)、②「**形**有這種氣概或感情」(**形**その様な氣概又は感情が有る)は、日本語と共通する『漢語大詞典』の①が脱落して私的な人間關係の要素が前面に出ている。①の用例「講〜|〜凜然」(「義侠心を重んじる」「義侠心で凜然としている」)、②の「你看他多麼慷慨，多麼〜」(彼を見よ、何と気前が好く、何と義侠心に富んでいる)は、日本語より高い使用頻度と共に個我の義理に対する社会的な肯定を示している。領袖の名称に最高の位置を明記する漢字が多用される中国流と同じく選好の問題に為るが、「義侠・任侠」「整潔・整齊」等から更に中国的な禁忌^{タブー}と日本的な敬遠が見受けられる。

「任侠・独善」から読み取れる中国的な唯物論・実力重視・自己本位

『広辞苑』『日本国語大辞典』の【義侠】の語釈に出た「任侠」は、前者の「にん-きょう【任侠・仁侠】^{ㄉㄨㄥ}」「じん-きょう【任侠・仁侠】^{ㄉㄨㄥ}」の項では其々、「弱気をたすけ強きをくじく気性に富むこと。また、その人。おとこだて」「おとこだて。任侠」と説明され、後者の「にん-きょう【任侠】^{ㄉㄨㄥ}」「じん-きょう【任侠・仁侠】^{ㄉㄨㄥ}」の項では、其々「(名) 男の面目をたてとおし、信義を重んじること。弱きを助け強きをくじき、義の為には命も惜しまないといった男らしい気性に富むこと。また、そのような生き方をする人。じんきょう」「(名) 面目を立て、信義を重んずること。また、その生き方をする者。おとこだて。にんきょう」と説明されている。『広辞苑』の2項の見出し語の統一と異なる片方の【任侠】と片方の【任侠・仁侠】、語釈中の「男の」の有無や「重んじる」対「重んずる」等は又もや非対称性を呈すが、【任侠】の漢籍典拠無しと【任侠・仁侠】の「史記・季布伝“為_レ気任侠_レ、有_レ名_レ於楚_レ。”」付きも対照的である。【任侠】の「漢書列伝竺桃抄(1458 - 60)張陳王周第一〇」等の用例は何れも「任侠」と書き、「文明本節用集(室町中)」で始まる【任侠・仁侠】の同じ4点も一緒なので、中国語に無い「仁侠」が由来未記載の儘で日本の国語辞書に併記されている事に為る。用字集・国語辞典の『文明本節用集』は文明年間(1469 - 87)の稍前に成立したと見られ、【任侠】の漢籍所縁の初出用例と略同じ時代に別々の経路で同義・異読の2語が現れた訳である。中国語では元々この「任」は「仁」と同音・異声調(rènとrén)で同項には成り得ないし、『漢語大詞典』の【任侠】の定義や典拠の発想・内容等は日本語との間に微妙で且つ本質的な違いが有る。

その①「凭借權威、勇力或財力扶助弱小、幫助他人」(權威、胆力又は財力を盾に弱小を扶助し、他者を幫助する)に、「《史記・季布欒布列伝》：“季布者、楚人者。為気任侠、有名於楚。”」等6点、②「任侠之士。能見義勇為的人」(任侠の士。義を見て勇を為せる人)に「《史記・孟嘗君列伝論》：“孟嘗君招致天下任侠、奸人入薛中蓋六万余家矣。”」等4点の出典が有る。同じ典拠を引いた①で權威・胆力・財力が前提と為るのは中国的な唯物論と実力重視らしく、自分の生計さえ立たないのに途上国で貧者支援の無償奉仕に励む外国人は其故奇異に映る。「窮則独善其身、達則兼善濟天下」(窮すれば則ち独り其の身を善くし、達すれば則ち兼ねて天下を善くする)という孟子の言の通り、弱小への救済は義侠心だけでは不十分で物的な資本も無ければ成らない。『現代漢語詞典』の【独善其身】の項は「《孟子・尽心上》：“窮則独善其身”」を引用した上で、「意思是做不上官，就搞好自身的修養。現在也指只顧自己，缺乏集体精神」(任官できなければ自らの修身を好くするという意。今は又、只自分のことを顧み集団意識が欠如していることをも指す)と解説している。『日本国語大辞典』の【独善】も「(名) (《孟子・尽心上》の“窮則独善_レ其身_レ、達則兼善_レ天下_レ”による語)」で始まるが、「①他人に関与しないで、自分の身だけを正しく修めること。②客観性がなく自分だけが正しいと考えること。

ひとりよがり」は、^{とも}俱に中国語由来（後者の漢籍出典は「尹文子－大道上」）であるが上記の両義とずれている。

『広辞苑』の「①自分一人だけが善くあろうと思い、また努めること」には出典が無く、「②自分だけが正しいと信じて、客観性を考えずにふるまうこと。ひとりよがり」には、負の意味の使用頻度の高さを示す例示の「一的」「一に陥る」が付いている。熟語項の和製漢語【独善主義】（＝「他人の利害や立場を顧みず、自分一人だけが正しいと考える主義」）も有る（『日本国語大辞典』の項「語釈＝「《名》他人の立場や利害を考えないで、自分の考えだけが正しいとする主義。また、自分だけが正しいければよいとする主義」」では、用例の2点中の初出は「青年（1910－11）〈森鷗外〉――“けちな利己主義で、殆ど独善主義とでも言って好いやうに思はれたのです”」）が、海外から中国人気質の1面として好く言われる「自己中心」はこの「主義」に近い。『漢語大詞典』の【独善其身】の語釈は、「本指注重自身修養、保持節操。後亦指怕招惹是非、只顧自己好、不関心身外事」^{もと}（本は、自分の修養を重んじ節操を保つことを指し、後に亦、^{また}悶着を起すことを恐れて、自分さえ好ければ可いとし、自分以外の事に関心を持たないことをも指す）と言う。「《孟子・尽心上》：“窮則独善其身，達則兼善天下。”」を始めとする6点の用例の中で、4番目の「《北史・袁翻伝》：“翻名位俱重，当時賢達咸推與之，然独善其身，無所獎拔，排抑後進，論者鄙之。”」から否定的な語義に変わった。次の李大釗（学者・思想家）の「現代青年活動的方向」（現代の青年運動の方向）の1文は、単に「独善其身」「潔身自好」（自らの清廉を保ち世の中の濁流にのまない。転じて、自分の事しか顧みず公の事には関心を寄せない）だけでは責任を果せる人間と言えるのか、という疑問を新時代の青年に投げ掛ける内容であるが、彼は中共の創設に関っただけに建国後の「独善其身」に対する否定の予言の様にも聞える。「独善」の否定的な使い方の主流化は古代の理想主の後退の結果とも取れるが、官吏登用の失敗が修身の精進の動機と為るのは^{そもそも}抑々俗念の所産と言えなくもないし、弱者扶助の最有力な武器に挙げられた「権威」の権勢も「做官」（任官）と通じる次元に在る。

『日本国語大辞典』の【任侠・仁侠】の最初の用例は「任侠（シンケウ）云_レ軽_レ命重_レ名者_一」で、次は「読本－南総里見八犬伝（1814－42）五・四八回“義烈任侠（ジンキヤウ）両（ふたつ）ながら、想像（おもひや）るだに腸を、断るるまでにいと哀しく、いと痛ましき事ならずや”」と為る。「義烈」は『広辞苑』で「義を守る心の堅いこと。“忠勇一”」と説明・例示され、『日本国語大辞典』の項（語釈＝「《名》正義の心がきわめて強いこと。義を守る心が非常に強いこと」）では、「日本詩史（1771）一」等4点の用例の後に「後漢書－陸康伝“康少仕_レ郡，以_レ忠烈_一称”」が付いている。『漢語大詞典』では①「忠義節烈」（忠義・節烈）・②「重義輕生的人」（義を重んじ生を軽んじる人）の両義で、其々「《宋書・胡藩伝》：“卿此任当以忠烈成名。”」等3点、「《三国志・臧洪伝》：“此誠天下義烈報恩効命之秋也。”」等2点の出処が有る。『現代漢語詞典』で採録されていないこの語の②は日本語の語義には成れなかったが、『文明本用

節集』の「任侠(シンケウ)云_レ軽_レ命重_レ名者_一」と一緒である。①及び【任侠】の語釈中の「節烈」は同じ『漢語大詞典』では、「貞節剛烈」(貞操が堅く気性が^{はげ}烈しい)と解釈され「清鄭大樞《鄭節母伝》：“母平生喜道人間節烈事。”」等3点の典拠が有るが、『日本国語大辞典』では「(名)(形動)節義を強烈に守ること。堅く節を守ること。また、そのさま」の意で、用例の「万国新話(1868)〈柳河春三編〉三“忠勇節烈の輩起り、土国の羈絆を脱して独立し”」だけが付く。漢籍出典が仮に有っても母語優先の配置に由って和文用例の後に挙げられ、【独善】の様に語釈中「(~による語)」と明記しない限り中国語から移植した事の確認とは成らないが、この和製漢語扱いは誤認とも思われるし和風語義の側面に気付かせる。

『広辞苑』の「節義を守るに極めて強烈なこと」に対して『現代漢語詞典』の語釈は、「**形**封建礼教上指婦女堅守節操、寧死不受辱」(**形**封建的な礼教に於いて、女性が節操を堅く守り、死んでも辱めを受け^{はずかし}ないことを指す)と言う。『漢語大詞典』の【義氣】①と【義烈】①の語釈で其々「正義」の前と「忠義」の後に出る「節烈」は、結局「貞節剛烈」の略の様な「貞烈」の類義語に他ならない。『現代漢語詞典』の語釈の「**形**封建礼教上指婦女堅守貞操、寧死不屈」(**形**封建的な礼教に於いて、女性が貞操を堅く守り、死んでも屈しないことを指す)は、【節烈】とは只「貞操」「不屈」の2個所だけが異なる。『日本国語大辞典』の【貞烈】は「(名)(形動)みさおを堅く守って気丈であるさま。女性のみさおがすぐれて堅いさま。また、そのみさお」と説明され、「信長記(1622)六・室町殿御むほんの事」～「春雨文庫(1876-82)〈和田定節〉八」の5点の用例は、漢籍出典の「杜甫-八哀詩“好学尚貞烈、義形必需巾”」と共に全て肯定的な使い方である。『現代漢語詞典』の記述は官製辞書らしく封建的な礼教の観念として否定的な含みが強いが、『漢語大詞典』では「亦作“貞列”、“貞栗”。謂剛正有志節。常用以贊美守節不辱の剛強女子」(亦「貞列」「貞栗」に作る剛正で志・節操が有ることを謂う。好く、貞節を守って辱めを受け^{はずかし}ない剛強な女性への賛美に用いる)と説き、『晋書・儒林伝・范弘之伝』等5点の典拠も節操・貞操の堅持を称える意味である。この様に「輿論一律」が強要される中国でも当然の如く価値観や見解の違いが多々有り、『漢語大詞典』の【任侠】①の「忠義節烈」や【節烈】の「剛強女子」に関する特筆は又、日本語の「任侠・仁侠」の男性限定との「陰差陽錯」(食い違い)を浮彫にしている。

日本語に於ける「礼教」の欠落と古代漢語に於ける「徳治」の不在の意味

『現代漢語詞典』の【貞操】は語釈の「**名**貞節」と用例の「保持～」(貞操を保つ)から成り、【貞節】は「**名**①堅貞の節操。②封建礼教所提倡の女子不失身、不改嫁の道德」(**名**①堅い節操。②女性は操を破らない・再嫁しないという封建的な礼教が提唱した道德)の両義である。「貞節」は『広辞苑』で「女性のみさおの正しいこと。貞操。“一を守る”」の1義のみで、『日本国語

大辞典』では「(名)①夫の死後、再嫁せず墓を守り舅姑に仕え子を育て、模範となること。令制下には課役を免除するなどの褒賞措置がとられた。貞操。②妻が夫に対して貞操を守り、誠実を尽くすこと」の意で、其々「続日本紀-和銅五年(712)九月己巳」等2点、「読本・椿説弓張月(1807-11)残・六一回」等2点の用例が有り、①には「説苑-建本」から採った漢籍出典も付されている。『漢語大辞典』の両義中「漢劉向《説苑・建本》」等3点の出処が付く②は、「封建礼教指女子不失身、不改嫁的道德行為」(封建的な礼教で言う、女性が操を破らない・再嫁しない道徳的な行為)の意である。『説苑』は『広辞苑』でも取り上げられた典籍(当該項目=「君主を訓戒するため逸話を列挙した教訓的説話集。君道・臣術・建本・立節・貴徳・復恩など二〇編。漢の劉向^{りゅうきやう}撰)で、紀元前1世紀に成立したこの書の中の貞節観は数百年後の日本でも国家の意思と成った。①「忠貞不二の節操」(二心を抱かない節操)は『文選・張衡「東京賦」』等3点の典拠が有るが、「名」の文化らしいこの語義は同じ漢代の学者の名作に出たのに本国に止まった。『広辞苑』の【張衡】では「後漢の学者。字は平子。河南南陽の人。詩賦をよくし、『兩京賦』『歸田賦』は有名。また、天文・曆算に通じ、渾天儀・候風地動儀(一種の地震計)を作り、円周率の近似値を算出。七三九」と紹介されているが、「兩京賦」は他成らぬ其々長安と洛陽を描いた「西京賦」と「東京賦」である。【劉向】も「(リュウコウとも)前漢末の学者。目録学の始祖。字は子政。劉歆^{りゅうけん}の父。宣帝の時に賦頌數十編を献じ、元帝の時に讒により免官、成帝の時に光禄大夫となる。著『列女伝』『洪範五行伝』『説苑』『新序』など。七十七」と詳説されているので、「貞節」の両義に対する片方の導入と他方の遮断は余計に気懸りである。江戸後期に現れた②の夫に対する妻の操守・忠誠の意は両国の旧習を踏襲した和製であるが、自由主義・民主主義の時代に成っても日本の国語辞書では「封建的」云々の批判はせず、抑々中共政権に非難されて来た「礼教」は儒教の代名詞なのに日本語には入っていない。

『現代漢語辞典』の【礼教】の定義は「四旧断罪の基準と同じく曖昧で、〔名〕礼儀教化、特指旧伝統中束縛人的思想行動的礼節和道徳」(〔名〕礼儀に由る教化、特に古い伝統の中で人の思想・行動を束縛する礼節と道徳を指す)と為る。『漢語大辞典』では「礼儀教化」とし「《孔子家語・賢君》：“敦礼教，遠罪疾，則民寿也。”」等5点の出処が挙げられたが、「罪疾」(同辞書の語釈は「①災禍。②邪悪の罪人」〔的〕=形容詞の連体修飾語、其々『書・盤庚中』等2点、「唐元稹《授崔稜尚書戸部侍郎制》の典拠が付く)は『日本国語大辞典』にも有り、語釈の「(名)つみと、やまい。わざわい。災難」と「令義解(718)継嗣条」等2点の用例、漢籍典拠「書経-盤庚中“高后丕乃崇降罪疾日，曷虐朕民”」とから成る。日本で一般的と為る別の版本の「罪戾」¹⁷⁾は同辞書で「罪愆」と説明され(【罪愆】の定義=「罪過;過失」)、左伝・庄公二十二年」等4点の出典が示されており、『現代漢語辞典』にも項が有る(=「(書)〔名〕罪過;罪惡」)。『日本国語大辞典』では「(名) (“戾”も罪の意) つみ。罪過」と説明され、

漢籍出典の「春秋左伝－莊公二二年“赦_レ其不_レ閑_レ於教訓_一，而免_レ於罪戾_一”」が引かれている。『広辞苑』の同項目（語釈＝「つみ。とが。罪過」）には、「坂崎紫瀾，汗血千里の駒“是れ皆臣等涼徳の致す処にして一至つて深く”」という出典も付された。坂本龍馬^{りょうま}を主人公とするこの伝記小説（1883）は『日本国語大辞典』の「雑話筆記（1719－61）上」～「近世紀聞（1875－81）〈染崎延房〉二・一」等3点の用例より遅いが、「罪疾」も「罪戾^{れい}」も取り入れられただけに「礼教」が疎外されたのは腑に落ちない。

「哀公問政於孔子。孔子対曰：“政之急者，莫大乎使民富且寿也。”公曰：“為之奈何？”孔子曰：“省力役，薄賦斂，則民富矣；敦礼教，遠罪疾，則民寿矣。”公曰：“寡人欲行夫子之言，恐吾国貧矣。”孔子曰：“『詩』云：‘愷悌君子，民之父母。’未有子富而父母貧者也。”（哀公 政を孔子に問う。孔子^{こた}対えて曰く、「政の急なる者，民^{たみ}をして富み且つ寿^{いのちなが}からしむるより大なるは莫し。」公曰く、「之を為すこと奈何。」孔子曰、「力役を省き賦斂を薄くすれば，則ち民富まん。礼教を敦^{あつ}くし，罪戾を遠ざくれば，則ち民^{いのちなが}からん。」公曰く、「寡人，夫子の言を行わんと欲すれども，吾^わが国の貧しくならんことを恐る。」孔子曰く、「『詩』に云う，“愷悌の君子は，民の父母。”未だ子富みて父母の貧しき者は有らざる也。」^{なり}）¹⁸⁾「礼教」が出た『孔子家語・賢君』の中のこの対話にも「君は民の父母」の觀念が有るが，孔子が援引した『詩経』（「大雅・洞酌」篇）の句の意味は，和らぎ楽しみ道に従う君子は父母の様な恩情を持つ故に民の父母にも成るといふことである。『日本国語大辞典』の【豈弟・愷悌】の項（語釈＝「《名》人柄のおだやかなこと。また，やわらぎ楽しむこと」）では，「古事記（712）序」等3点の用例と共に「詩経－小雅・蓼蕭“既見_レ君子_一孔燕豈弟”」が引いてある。この由緒有る言葉は多くの古代漢単語と同様に両国で死語と成って久しく、『現代漢語詞典』の【愷】の項は「〈書〉快樂；和樂」と説明されるだけで、『広辞苑』には【孩提】（＝「おさなご。みどりご」）等の同音語が3項有るのみである。

『日本国語大辞典』で【豈弟・愷悌】の直前に在る【孩提】は，「《名》（“孩”は小兒の笑い，“提”は抱かれること）あかご。みどりご。おさなご。嬰兒（えいじ）や幼児。二、三歳までの兒の稱」と詳解され，「本朝文粹（1060）頃」一二・太宰府答新羅返牒〈菅原淳茂〉」等3点の用例の次に，漢籍出典の「孟子－尽心・上“孩提之童，無_レ不_レ知_レ愛_レ其親_一也”」が示されている。「愷悌君子，民之父母」にも適用する^{たいじん}大人の「不_レ失_レ其赤子之心_一」と繋がって来るが，「愷悌」の消失は親子や兄弟の間の愛情が減退している儒教の本家の現状を思わせる。『現代漢語詞典』の【悌】は語釈の「〈書〉敬愛哥哥」（〈書〉兄を敬愛する）と用例「孝～」とから成るが，親字の解釈で挙げられた単語の通例と違って【孝】の内の9語の項には「孝悌」は無い。対して『広辞苑』には【孝悌・孝弟】（＝「父母に孝行をつくし，よく兄につかえて従順であること」）だけでなく，4字熟語の【孝悌忠信】（＝「[管子立政“凡そ孝悌忠信は賢良儁材^{しゅんぱん}なり”] 儒教でいう四つの徳。親に孝行を尽くし，年長者に従い，忠実で，信義にあつこと」）も有る。

『日本国語大辞典』の【孝悌・孝弟】は「(名) (“悌”は兄に従順であること) 父母に真心をもって仕え、兄によくしたがうこと」と説明され、【豈弟・愷悌】の初出と同年の「続日本紀-和銅五年(712)五月甲申」等3点の用例、及び漢籍出典の「論語-学而“孝弟而好_レ犯_レ上者鮮矣」が付いているが、「孝悌忠信」の項は無く『広辞苑』の典拠付きの収録を際立たせる。【忠信】の項(語釈=「(名) 忠と信。忠実と信義。まごころを尽くし、うそ偽りのない」、用例=「靈異記(810-824)上・一」等4点、漢籍出典=「易経-乾卦・文言“忠信所_二以進_レ徳也”」)は、『広辞苑』にも有る(=「忠義と信実。誠実で正直なこと」)が、『現代漢語詞典』には儒教の徳目が可^{かなり}也_二荒廃した時世を反映するかの様に入っていない。

『現代漢語詞典』の【孩提】は「(書) [名] ①指幼児時期。②児童；幼児」の両義で、幼児期を指す①は日本の両辞書の同項目には無く、②の範囲は2~3歳までの称とする『日本国語大辞典』の規定より広い。『広辞苑』の【幼児】は「おさない子。おさなご。学校教育法では満三歳から小学校に就学するまで、児童福祉法では一歳から小学校に就学するまでの子供をいう」と法律に基づいて定義されているが、『現代漢語詞典』では「[名] 幼小的児童。一般指学齡前的児童」([名] 幼小の児童。一般的に学齡前の児童を指す)と為る。和製漢語「学齡」は『広辞苑』では「保護者が義務教育を受けさせる義務を負っている期間の子どもの年齢。現在では満六歳に達した日の翌日以後の最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終りまでの年齢」と自国の事情を基準に説明されているが、『現代漢語詞典』の「[名] 指児童適合入学的年齢、通常從六七歳開始」([名] 児童の入学に適合する年齢を指す。通常6~7歳から始まる)も、農村等で家の事情や親の意思に由って就学できない児童が多く居る状況を踏まえている(両辞書の用例は其々「一に達する」と「~児童」)。産児制限に違反した故に戸籍が無い「黒孩子」(闇の子)は1千万人を越えている^{もたら}19)のに、独り子政策が齎した暗部として国語辞書でも光を当てられる事が無い、改革・開放元年(1979)から実施したこの国策の副作用には「兄弟」の概念の消滅が有る。「愷悌」の異体「豈弟」や日本語の「豈・兄」の同音に引っ掛けて言うなら、第2子の出産が認められない以上「兄・弟」は「豈有」(豈有らん)の存在に成る。概念・言語は実体・実態を表す為に国語辞書の定義・例示は物事・世相の投影と言えるが、「愷悌」に対する「豈弟」の立心偏の不在は昨今の中国の精神の頹廢の象徴とも捉え得る。

孔子の「省力役、薄賦斂、則民富矣；敦礼教、遠罪疾、則民寿矣」は愛民・徳治^{とくち}の勧めであり、「徳治」は字面で対を成す「礼教」と同様に儒教の重要な理念・理想として知られる。この^{キー・ワード}鍵詞は『広辞苑』では「徳をもって国を治めること。また、その政治」と説明され、『日本国語大辞典』の同項目の【一】の語釈は「(名) (“とくち”とも) 有徳の王者が国を治めること」と為るが、行為の主体を王者に限定し手段の「徳を以て」が無い後者は不完全の感を免れない。『現代漢語詞典』の「① [名] 古代儒家的政治思想、主張為政以德、強調道德和道德教化在治国中的作用。② [動] 指通過倡導良好的道德品質与行為規範来治理国家和社会」(① [名] 古代の儒家の政

治思想、徳を以て政を為すことを主張し、治国に於ける道徳と道徳に由る教化の働きを強調する。②動良好な道徳的品行と行動規範を唱導することに由って国家と社会を治めることを指す)は、中央・地方の為政者全体に適用し**観念・実践の両面を品詞に由って示している**。『日本国語大辞典』の語釈の最後に参照を指示した【徳治思想】の項は、「(名)中国の儒教における政治思想。国を治めるには、権力や武力によらず、為政者の人徳によって教化すべきであるとする。その意味で、天子は最高の徳をそなえた聖人でなければならないとされた」と説き、帝王・君主のみを主語に挙げた【徳治】**一**の定義を補完している。『広辞苑』の【徳治】の唯一の関連項目は『日本国語大辞典』に無い【徳治主義】で、「徳をもって政治を行う考え方。有徳の君主・為政者が徳をもって人民を教化し、仁政を施すべきであるとする。中国の戦国時代から儒教の基本思想となる」という解釈に次いで、参照指示の「⇔法治主義」で対義概念を出している。

その【法治主義】は「①人の本性を悪と考え、徳治主義を排斥して、法律の強制による人民統治の重要性を強調する立場。韓非子とその代表。ホッブズも同様」の他、「②王の統治権の絶対性を否定し、法に準拠する政治を主張する近代国家の政治原理」の意も有る。『日本国語大辞典』の同項目の「(名)①人の本性を悪と考え、徳治思想を排して、法律によって人民を治めようとする主義。韓非子、ホッブズなどの説がその代表。②権力者の恣意を排して、国家権力の行使を法律に基づかせることを主張する、近代立憲国家の政治原理」は、後者に「良人の自白(1904 - 06)〈木下尚江〉前・一九・四」等2点の用例が付くが、「主義」を用いない【徳治思想】と同様に和製漢語である。『広辞苑』で「法律に準拠して行われる政治」と解釈された【法治】はこの辞書では、語釈の「(名) (“ほうち”とも)法にしたがって治めること。また、その政治」の次に、「翁問答(1650)上・末“本をすてて末(すへ)ばかりにておさむるを法治といひて、よろしからず”」等2点の用例と漢籍出典の「礼記 - 楽記“然則先王之為、楽也、以_法治_也”」が引いてある。『広辞苑』の【法治】のもう1つの成句項の【法治国家】は『日本国語大辞典』では、定義の「(名)国民の意志によって制定された法律に基づいて、国家権力を行使しようとする政治理念、またはそのような建前をとる国家。議会による立法、法律による裁判、法律による行政を主要な条件とする。法治国」と為るが、同じ和製漢語の【法治国】(語釈 = 「(名) “ほうちこっか [法治国家] ”に同じ)には、「一年有半(1901)〈中江兆民〉附録・盲目的進歩“其法治国と為し、軍国と為すと同時に、経済国と為すの眼孔無かりし也”」等2点の用例が有る。『現代漢語詞典』の【法治】の「①名先秦時期法家的政治思想、主張以法為準則、統治人民、処理国事。②動指根拠法律治理国家和社会」(①名先秦時代の法家の政治思想、法を以て準則と為して人民を統治し国事を処理することを主張する。②動法律に準拠して国家と社会を治めることを指す)は、両義とも古代中国に由来し②が20世紀初頭から日本語で再生産されるに至った。『日本国語大辞典』の【徳治】**一**の用例と為る

「*翁問答（1650）上末“徳治（トクヂ）・法治の分別よくよく得心あるべし” *集義和書（1676頃）七“無事を行ひ無為にして成，これ徳治の至なり”」は，17世紀半ばに集中しており後の**未発達**を思わせる。初出が【法治】のそれと同じ文献である事は篇名内の中点の有無の違いと共に目を引くが，表記の不一致の様な些末な問題は扱^さ置き漢籍出典が無い点に留意すべきである。和製漢語^{いな}か否かを確認する為に『漢語大詞典』を調べた処「徳治」は立項されていないので，**儒教の基本思想でありながら古代の中国語に用例が見当たらないという奇妙な事態**に遭遇する。江戸初期の日本語に生れた後に逆輸出されたとすれば**中国の徳治の実績の乏しさ**に符合するが，日本語に於ける「礼教」の欠落と対を成す様な謎として**合理的な講釈**が求められる。

注

- 13) 「虎穴に入り何をとる」, 『朝日新聞』1986年1月3日。
- 14) 「何めざし，首相“虎穴に入る”」, 『毎日新聞』1986年1月3日。
- 15) 竹内一郎の著書（新潮新書，2005年）の題。
- 16) 于俊道主編『紅牆里的領袖——毛沢東実録』（中国工人出版社，2012年），程民生・李旭『容齋随筆：毛沢東生前要読の最後一部書』（安徽人民出版社，2013年）等に詳述が有る。
- 17) 宇野精一『孔子家語』（明治書院『新釈漢文大系』第53巻，1996年）の【語釈】に曰く，「○罪戾 つみ。“戾”も罪の意。底本は“罪疾”に作るが，『礼記』“明本，疾は戾に作る”により改めた」（176頁）。
- 18) 和訳は宇野精一訳（注17文献，176頁）を参照し，一部を変えた。
- 19) 直近の無戸籍者は全人口の1%，130万人に達している（「中国と世界 わなへの恐怖 3/ 格差が生んだ格差」, 『日本経済新聞』2016年2月14日）。

（夏 剛，立命館大学国際関係学部教授）

由辞典所见日中两国特征（二）

本系列论文通过分析权威性语文辞典的释义、说明、举例、引据等，探索并揭示日中两国语言、思想、文化及国情等的种种特征。

本部分先从《易经》所言“大人虎变”未像成对的“君子豹变”进入日语这一现象，聚焦现代日本的“去中国化”和当代中国的传统破坏。进而对比辞典里的“赤子之心”、道德规范与现实中的“长官意志”、言论统治，引出国家意识浓厚的汉语和政治色彩淡薄的日语之刚性对柔性的差异。在“仁义”层面上检索当今两种语言对“任侠”、“独善”的解释及评判之微妙差异，发现中国的唯物论、实力主义、自我中心等倾向，接着指出并思考日语无“礼教”和古代汉语缺“德治”的意味。

（夏 刚，立命馆大学国际关系学院教授）

